

2020. 5. 15

疫学上の制限措置の一部緩和について（新型コロナウイルス関連）

- 5月15日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、現在実施中の疫学上の制限措置について、同日付で感染状況の評価区分に応じて、更に緩和することを発表しました。
- 今次緩和措置により、タシケント市を含む評価区分が「黄色」の地域では、車両での移動が午前6時から午後10時まで可能となる（注：車両移動は5月18日から）などしています。評価区分毎の緩和措置の詳細については、以下本文をご確認ください。また、評価区分については、当館ホームページに一覧表を掲載しております（https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kanwa.html）ので、そちらをご参照ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

1 5月15日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、現在実施中の疫学上の制限措置について、地域の感染状況の評価区分に応じて更に緩和すると発表しました。追加の緩和措置は本日5月15日から開始されます。

2 評価区分に基づき、同日付けで制限が緩和される事項は以下のとおりです。

（1）赤色地域

- ア 個人事業としての手工業
- イ 車両及び農業機械のメンテナンス
- ウ パソコン、家電などの電化製品や携帯電話の修理サービス
- エ レンタル及びリース業
- オ 会計検査、税関連のコンサルティングなどの会計サービス

（2）黄色地域

- ア 不動産業者の業務
- イ 宣伝及びマーケティング活動
- ウ 民間職業斡旋機関の活動
- エ ホテルにおける、ホテル内のキッチンにおける調理とルームサービスの提供
- オ 検疫規則を厳格に遵守する形での9時から20時までの公園の営業（アトラクション、娯楽施設、ファーストフード施設を除く）、なお、公園内及び休憩エリアには、家族である場合を除き、2人以下のグループずつで通されることとなる。

（3）緑色地域

- ア 人工芝などが使用されている屋根のないスタジアムの営業（入場人数を制限し、更衣室及びシャワー室を使用してはならず、ソーシャルディスタンスを遵守しなければならない）
- イ パソコン関連サービス（スキャン、コピー、文書の入力、印刷）、印刷サービス
- ウ 博物館の営業（入場人数を制限し、訪問者間の距離を確保しなければならない）
- エ 獣医業
- オ 建物内の整備や庭の整備サービス

3 上記緩和措置に加え、5月18日からは以下の時間については車両での移動が認められます。

- (1) 赤色地域：午前7時から午前10時までの間、午後5時から午後8時までの間
- (2) 黄色地域：午前6時から午後10時までの間
- (3) 緑色地域：終日（制限無し）

4 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060, （夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311, （内線）2902, 2903